はじめに

本学における障害のある学生に対する支援は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく「合理的配慮の提供」を含めて行われるものであり、その支援の内容は、別に定められた「障害のある学生の受入れ及び障害のある学生の支援に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にしたがって、全学的に統一された基準に基づいて実施されるものである。基本方針にある「6.合理的配慮の提供」及び「8.不服申立て」について、支援実施基準（ガイドライン）をここに定める。

|  |
| --- |
| 参考  　　合理的配慮とは、「障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本  　的自由を享有し､又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整  であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過  度の負担を課さないもの」と定義している。（障害者の権利に関する条約第2条） |

（支援にあたっての前提）

1. 学生の範囲

このガイドラインにいう学生とは、本学に入学を希望する障害のある人、及び本学に在籍する障害のある学部生・大学院生、短期大学部生、委託交換学生、研究生、科目等履修生等とする。

(2)　支援対象

ア　障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあり、原則として、障害者手帳や医師の診断書等の根拠資料のある人とする。

イ　ア以外でも、当該学生の所属学部・学科・研究科と、学生支援委員会及び学生相談室委員会との合意により支援が必要であると認定した場合、支援の対象とする。

(3)「合理的配慮」としての支援の提供

　　ア　本学における「合理的配慮」としての支援の内容は、次の事項を参考とする。

1. 試験の配慮

　　　　　　別室受験、時間延長等

1. 講義等の記録の代替

授業担当教員の了解に基づく録音の許可等

1. 音声言語へのアクセシビリティ（利用のしやすさ）

パソコン等支援機器の利用等

1. 建物へのアクセシビリティ（利用のしやすさ）

学内諸施設への利用に対する配慮等

1. その他の支援

障害特性による必要な支援

イ　本学における「合理的配慮」としての支援の内容に含まれないものとして、次の事項を参考とする。

　　　①教育に関わる本質的な変更を伴うもの

　　　　単位認定基準や卒業要件の緩和など、教育に関わる本質的な変更。

　　　②支援をすることに過重な負担がかかること

　　　　本学側に財政面・体制面等で「過重な」負担がかかるものは、支援の内容には含まれない。判断の要素は、文部科学省の本件に関する対応指針に基づき、次の通りとする。

1. 事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
2. 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
3. 費用・負担の程度
4. 事務・事業規模
5. 財政・財務状況

　　　③教育とは関係のない生活全般にわたる支援に関すること

　　　　本学における修学とは直接に関係しない日常生活支援、及び課外活動に関する支援。

　　ウ　「合理的配慮」提供の対象となる学生の活動の範囲

　　　　合理的配慮提供の対象を、原則としてキャンパス内における入学試験支援、修学支

援、キャリア支援とする。

　　エ　 支援内容における留意点

　　　　本学における「合理的配慮」としての支援の内容は、上記3）に定めるが、「合理的

配慮」としての支援の内容に含まれないものについても、必要に応じて検討する。

(4)　入学者選抜試験支援

　障害等により受験上の配慮を必要として事前相談のあった出願者に対して、大学入学共通テストの「受験上の配慮」に準拠し、必要な支援を行う。

(5)　修学支援

　修学支援には、授業、学校行事（入学式、卒業式等）への参加等、本学における修学（教育）に関する事項を含める。具体的な支援内容については、学生本人の修学的（教育的）ニーズと意思を可能な限り尊重し、当該学生の所属学部・学科・研究科と学生支援委員会・学生相談室委員会が検討及び判断を行い、当該学生との合意の下に個々に決定する。また、病弱・虚弱学生、発達障害学生、精神障害学生については、その疾患や障害の種類に応じた個別の支援が求められるため、状況に応じて必要な支援を行う。

(6)キャリア支援

　キャリア支援課主催プログラムの参加学生へ必要な支援を行う。

(7)不服申立て

　このガイドラインにしたがって提供されることが決定された支援内容・方法について、障害のある学生、その家族、関係する科目の教員及び職員において疑義や不服申立てがある場合は、学生相談室に相談し、原則両者間の話し合いにより解決する。ただし、解決に至らない場合は以下の手順で不服申立てができるものとする。

ア　障害を理由とする差別等の疑義や不服のある障害学生、その家族、関係する教員及　　び職員（以下申立人）は、人権擁護委員会の下に置かれる人権相談員に申し出る。

イ　人権相談員において受け付けた後、人権擁護委員会において当該不服申立てにかか　る調査・検討が行われ、このガイドラインの考え方にのっとった共通理解を生み出し、もって和解を実現していく。

(8)改廃

本ガイドラインの改廃は、大学運営会議の議を経るものとする。